



飛躍の平成、充実の令和に!!

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

令和新時代に入りました。まだまだ先の事のように感じられた元号改正の年を迎えて、日本中が沸いた新元号の発表による祝賀ムードもつかの間、それぞれの生活も非日常的なところから日常へと、何事もなかったかのように時間は流れています。令和はどんな時代になるのでしょうか。予想できるものではありませんが、昭和のパラダイムを変えた平成のように、確実に様々な変化が訪れるはずです。

平成の時代は行政書士にとって飛躍の30余年であったといえます。歴史を振り返ってみると、明治時代からの代書人制度をもとに昭和26年2月22日行政書士法が公布されました。国民の声による社会正義、社会制度誕生の瞬間です。以来、時代の要請、社会や国民からの求めに応じて、制度は着実に成長し、個々の行政書士も地域社会や市民に寄り添いながら、成果のみえる活動を展開してまいりました。しかし、残念ながら平成のある時期までは、代書人の域を超えることができず、代書屋と揶揄される時代が長く続いたのです。何事も大勢を味方につけなければ、物事はうまくいきません。すなわち社会制度になぞれば、国民を味方してはじめて事を成し得るのです。長年にわたる一人ひとり行政書士による、全国津々浦々における地道な活動、時代や社会の要求、そしてなによりも国民の声の結集によって、悲願の代理権を獲得することができました。平成のほぼ真ん中、13年のことありました。

代理権獲得により、文字通り隣接法律専門職の一角に名を連ね、着実に信頼度を高め、職域を拡大することへと繋がりました。聴聞弁明代理権や行政不服申立代理権の獲得はその象徴です。特に行服代理権は、世界に例をみない鉄壁の条文と指摘される弁護士法72条の例外として付与されたものです。きわめて限定的な範囲とはいえ、争いのある分野に関わることは画期的であり、さらなる業域拡充の礎となるはずです。特定行政書士制度を育てることが国民のためであるという大義をもって、しっかりと育んでまいりたいと思います。

ところで、私は平成3年登録ですが、当時は職域の確保拡大、行政書士の地位向上が大きなテーマでした。躍進の一途を遂げた平成期にあって、いつの間にか地位向上の声は鳴りを潜めました。手前味噌かもしれません、今や社会的ステータスは揺るぎないものとなりつつあり、制度の認知度や信用度も飛躍的に向上しているのを感じます。

当然にして社会からの期待、国民からの信頼が増すほどに、その責任も大きなものとなります。これまで進めてきた無料相談や災害時の被災者支援、法教育の実践、成年後見制度への取り組み等々、社会貢献をより一層充実する必要性がありそうです。それこそが、令和新時代が求める変革の鍵の一つとなりそうです。しっかり引き継いでまいりたいと思います。

令和元年度総会をもって無事2年の任期を終えることとなりそうです。会員の皆さん深いご理解、ご協力があつてはじめて成し得ることであり、感謝の気持ちで一杯です。心より御礼申し上げます。すこし綱渡りの部分もありましたが、今年も県内すべての支部総会に出席することができました。本会と同じように役員改選に伴い、お役目を終えた皆さん、本当にご苦労様でした。その中でも特に、安田康一先生のご勇退には驚きを禁じ得ず、また寂しさひとしおです。41年余の長きに亘り県西支部長を務められ、制度の充実発展、会の躍進にご尽力をいただきましたことは、誰もが知るところであります。この場をお借りし深甚なる敬意と感謝を申し上げます。これからも健康に留意され後進のご指導をお願いいたします。

愛する行政書士制度が世のため人のための制度として、もっともっと発展し、社会に絶対的に有用なものとして広く国民から認知され、一人ひとりの行政書士が光り輝き、憧れの存在となることを願うばかりです。ありがとうございました。感謝、感謝です!!